

税金サプリ
 これで難解な税金もスッキリ

Zeikin Supplement
年末調整のデジタル化到来と記載の注意点

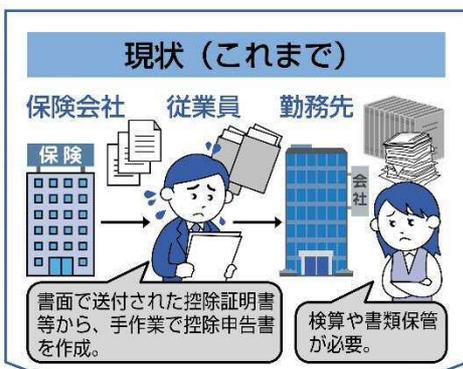
2020年10月に 年末調整の電子化スタート

従業員が国税庁の年末調整関係ソフトを使って会社に送付

デジタル化を進める国税庁は、e-Tax(電子申告・納税)と同様、**年末調整**においても控除額を自動計算する申告書作成ソフトを無料で提供することになりました。
 2020年の年末調整手続に間に合わせるため、同年10月までに国税庁ホームページにおいて『**年末調整控除申告書作成用ソフトウェア(年調ソフト)**』が無料提供される予定です。ペーパーレス化を進めたい企業等は、ダウンロードした年調ソフトを全従業員に配付して電子による提出を促していけば、**経理担当者等が検算する手間がなくなる効果が期待されます。**

年末調整の電子化は、2020年4月からの大企業の電子申告義務化を決めた2018年度税制改正において法制化されたもので、**2020年10月1日以後に提出する給与所得者の年末調整関係書類に適用することができます。**
 年調ソフトのうち、**生命保険や個人年金、地震保険料などの保険料控除申告書、住宅ローン**

控除申告書については、保険会社や銀行等から控除額を証明するデータを入手して従業員が年調ソフトに取り込めば、同申告書の該当箇所に自動入力する機能を備えるものとなります。
現状の手作業(右図)で発生する「記入・計算の誤り」や「誤りをチェックするための事務負担」が改正後の電子化(下図)で解消される効果が期待できます。



年末調整手続はこう変わる!!



配偶者控除等を確実に受けるための注意点

2018年の税制改正で、年末調整時に提出する申告書が3種類となり、記載内容も大きく変更されています。

そこで、2019年の年末調整で従業員から提出頂く申告書の記載で、特に配偶者がいる従業員が注意しなくてはならないポイントを改めてご案内致します。

提出申告書の変更(2種類→3種類)

2017年分以前

- ① 給与所得者の扶養控除等申告書
- ② 給与所得者の保険料控除申告書 兼
給与所得者の配偶者特別控除申告書



2018年分より

- ① 給与所得者の扶養控除等申告書
- ② 給与所得者の保険料控除申告書
- ③ 給与所得者の配偶者控除等申告書



- 1) 配偶者のいる従業員は、上記③の給与所得者の配偶者控除等申告書を忘れずに提出するようにしましょう。提出されない場合は、配偶者控除、配偶者特別控除の適用を受けることができません。
- 2) ③の給与所得者の配偶者控除等申告書には、必ず本人及び配偶者の所得の見積額を記載しなくてはなりません。記載がない場合、配偶者控除額・配偶者特別控除額が計算できません。
- 3) 配偶者控除・配偶者特別控除を受ける場合、1,000万円を超える所得者の方は所得制限により対象外となります。(下図参照)

正確に記載することに心がけ、キッチリ控除を受けられるようにしましょう。

配偶者控除額等一覧表

配偶者控除	・納税者本人の合計所得金額が1,000万円を超えると適用できません。
-------	------------------------------------

配偶者の合計所得金額	納税者本人の合計所得金額別の控除額(老人加算あり)		
	900万円以下	950万円以下	1,000万円以下
38万円以下	38万円	26万円	13万円

配偶者特別控除	・納税者本人の合計所得金額が1,000万円を超えると適用できません。 ・配偶者の合計所得金額の上限は123万円です。
---------	---

配偶者の合計所得金額	納税者本人の合計所得金額別の控除額		
	900万円以下	950万円以下	1,000万円以下
38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円
85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円
90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円
95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円
100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円
105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円
110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円
115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円
120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円